琴浦町行財政改革推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した琴浦町の持続可能な行財政構造を目指し、広く民間有識者 及び町民の意見を聴くことを目的として、琴浦町行財政改革推進委員会(以下「委員会」とい う。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 町の行財政改革のあり方等について意見を述べること。
 - (2) 行財政改革プランに基づく改革の進捗状況について報告を受け、意見を述べること。

(構成)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げるもののうちから、町長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 町民

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任委員の残任期間とする。 (委員長及び副委員長)
- 第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見及び説明を 聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。